

参加意思確認の公示

次のとおり参加意思確認書の提出を募集します。

平成27年8月24日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 瀧本忠

1 募集の主旨

本調達には、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所（増設）（以下「北海道PCB処理事業所（増設）」という。）において平成27年10月1日から平成28年3月31日までに使用するアンモニア水（25%）濃度を調達するもの。

現在中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、北海道PCB処理事業所（増設）において使用するアンモニア水（25%）濃度について、特定の取扱業者（以下「特定事業者」という。）と売買契約を締結している。平成27年10月1日から平成28年3月31日までの期間についても当該特定事業者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定事業者以外の者で、以下の3の応募要件を満たし、本調達の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するもの。

応募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該特定事業者との契約手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該応募者及び特定事業者による見積合わせを行う予定。

2 調達概要

- (1) 件 名 北海道PCB処理事業所（増設）アンモニア水（25%）調達（平成27年度下期）
- (2) 数 量 約207トン（変動あり）
- (3) 調達期間 平成27年10月1日～平成28年3月31日
- (4) 納入場所 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所（増設）

3 応募要件

参加意思確認書の提出期限（平成27年8月31日）において次の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- (4) 参加意思確認書及びそれらの付属書類又は参加意思確認用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 平成25・26・27年度に有効な全省庁統一資格(物品の販売)を有すること。
- (7) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (9) 北海道内にアンモニア水(25%)の出荷設備を確保できること。
- (10) 上記のアンモニア水(25%)を供給することが可能であることを証明できること。
- (11) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

4 手続等

- (1) 担当部課 〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部 契約・購買課
電話03-5765-1916
- (2) 説明書の交付期間及び場所
交付期間 平成27年8月24日(月)から平成27年8月31日(月)まで。土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から12時及び午後1時から4時まで(以下(3)において同じ。)
交付場所 上記(1)及び次の場所。
北海道室蘭市仲町14-7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課
電話0143-22-3111
- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法
提出期間 平成27年8月24日(月)から平成27年8月31日(月)午後4時まで。
提出場所 上記(1)に同じ。
提出方法 持参又は郵送すること。(郵送の場合は平成27年8月31日(月)必着)

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 公募説明会 行わない
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (4) 見積合わせを実施する場合は、その旨を後日通知する。
- (5) 詳細は説明書による。